報告第１８号

令和４年度守谷市の公営企業会計資金不足比率の報告について

令和４年度守谷市の公営企業会計資金不足比率について、本市監査委員の審査を経たところ別紙審査意見書のとおりにつき、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第２２条第１項の規定により、下記のとおり報告します。

令和５年 ８ 月２９日　報　告

守 谷 市 長　　松　丸　修　久

（単位　％）

公営企業会計の名称	資金不足比率	備　考
農業集落排水事業特別会計	－ （２０．０）	
水道事業会計	－ （２０．０）	
公共下水道事業会計	－ （２０．０）	

備考

１　資金不足額がないため、「－」と記載した。

２　経営健全化基準を括弧内に記載した。

報　告	頁　数
１８号	1

守監発第１５号
令和５年８月１６日

守谷市長　　松　丸　修　久　様

守谷市監査委員　　髙　瀬　尚　則

守谷市監査委員　　高　梨　恭　子

令和４年度守谷市農業集落排水事業特別会計及び
守谷市公営企業会計（守谷市水道事業会計及び守谷市公共下水道事業会計）
経営健全化審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成１９年法律第９４号）第２２条第１項の規定により審査に付された、令和４年度における資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査したので、次のとおり審査意見書を提出する。

報　告	頁　数
号	2

令和４年度守谷市農業集落排水事業特別会計及び
守谷市公営企業会計（守谷市水道事業会計及び守谷市公共下水道事業会計）
経営健全化審査意見書

１　審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

２　審査の期間

令和５年７月１８日から令和５年８月１６日まで

３　審査の方法

令和４年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

４　審査の結果

審査に付された資金不足比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
①農業集落排水事業特別会計	―	２０．０％
②水道事業会計	―	２０．０％
③公共下水道事業会計	―	２０．０％

※　資金不足比率は、資金不足額がないため、「―」と記載した。

①　農業集落排水事業特別会計

令和５年度から公営企業会計に移行したことに伴い、令和４年度決算は打切決算となったため、出納整理期間の勘定が計上されていない変則的な決算となっているが、資金不足は生じていない。

②　水道事業会計

流動比率（流動資産と流動負債の割合）は９２２．４％であり、実質的な資金不足額はない。

③　公共下水道事業会計

流動比率は６７７．７％であり、実質的な資金不足額はない。

５　是正改善を要する事項

特になし。